

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

## 子どもにとって安心・安全な組織・事業づくりのための行動規範

### 全ての関係者に以下の行為は許されません

- A. 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- B. 子どもと性的・肉体的関係をもつ
- C. 子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる
- D. 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- E. 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる
- F. 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
- G. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
- H. 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
- I. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
- J. 特定の子どもを差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- K. 活動に関わる子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
- L. 活動に参加している子どもと同じ床<sup>とこ</sup>で寝る
- M. 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
- N. ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす
- O. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

### 子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります

- P. どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
- Q. 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
- R. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
- S. どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
- T. 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
- U. 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す
- V. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う